

印西市男女共同参画推進委員会設置要綱を次のように定める。

令和5年3月14日

印西市長 板倉 正直

印西市告示第33号

印西市男女共同参画推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、印西市男女共同参画推進委員会設置条例（令和5年条例第1号）第8条の規定に基づき、印西市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 委員会を招集しようとするときは、会議開催の場所、日時及び付議すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する事項があるときは、直ちに会議に付議することができる。

(会議の書面開催)

第3条 会長は、会議を招集する暇がないと認めたときは、期日を指定して書面により委員の賛否を求め、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

2 前項の場合において、指定の期日までに到着しないものは、議決の数に加えないものとする。

(意見の聴取)

第4条 会長は、会議に際し必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴取することができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会

長が定める。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

